

青山きもの学院における新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防ガイドライン

- 1・はじめに
- 2・基本的考え方
- 3・具体的な取り組み
 - (1)教室における感染予防対策
 - (2)従業員の感染予防・健康管理
 - (3)生徒さん、講師の方々への協力依頼・情報発信
 - (4)その他対応
- 4・おわりに

令和2年5月30日

1・はじめに

◇令和2年5月4日に変更された新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、緊急事態措置を実施すべき期間を令和2年5月31日まで延長するとともに、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に聴取や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」とされました。

◇このため、政府の基本的対処方針を踏まえ、**青山きもの学院**においては、専門家会議提言において示された感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践例も踏まえつつ、基本的考え方と具体的取組(①各校の実情に応じた感染予防対策、②従業員の感染予防・健康管理、③生徒さん、講師への協力依頼・情報発信等)に関し、本ガイドラインを定めることといたします。

◇従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応については、食料品流通業(卸売、小売)等を対象とした「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的ガイドライン」等も参考にしつつ、保健所と連携した対応を実施いたします。

2・基本的考え方

◇各校において、十分な感染拡大防止策を講じることが、生徒さん、講師及び従業員の感染を防止し、事業の持続可能性を確保するうえで極めて重要と考えます。

◇各校において、「三つの密」(密閉空間、密集場所、密接場面)を避けるために、カリキュラムや教室の使い方などに創意工夫に基づく対策を講じていきます。

◇専門家会議提言で示された「新しい生活様式」の実践に向けて、これまで実施されてきた様々な好事例を参考に、引き続き規模や生徒数など各校の実情に応じた実効性のある対策を推進していきます。

◇**青山きもの学院**が事業を継続していくためには、従業員の健康と安全・安心の確保が不可欠です。このため、本ガイドラインにおいては、従業員の感染予防・健康管理を実施するうえで取組むべき事項についても示します。

3・具体的な取り組み

(1)教室における感染予防対策

教室においては、「三つの密」を避け、教室における生徒さん、講師及び従業員への感染拡大のリスクを下げる
ことが重要です。

具体的には、基本的な感染防止対策である、(A)身体的距離の確保、(B)マスクの着用、(C)手洗い・手指消毒
に取り組むとともに、教室においては、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染、飛沫感染の防止、
換気の徹底、教材や資料等の消毒、密にならない教室の利用方法などに関する取組を行ないます。

①身体的距離の確保

- ・ペアリングによる他装の授業は当面自粛する。代替案として、トルソーへの着付け技術を習得する。
- ・教室内の1名当たりの広さは3畳分を確保する。

②清掃・消毒

- ・教室への入室前に必ず、**手洗い**を実行し、授業の合間などには**アルコール**にて手指の消毒を行う。
- ・机、ドアノブ、ふすま、受付廻りなど**手の触れる箇所**の**こまめな消毒**の実施。
- ・授業の合間の教室内の**空間消毒**の実施。
- ・**教材(きもの、帯、小物)**については、授業が終わるごとに**消毒**を実施。

たたまずハンガーラックに吊るしておき、その状態で除菌スプレーにて消毒を実施。

- ・お茶、お菓子の提供を当面中止。

③接触感染・飛沫感染の防止

- ・**マスク**の着用で飛沫感染の防止。
- ・受付廻りの飛沫感染の防止対策として、**ビニールシールド**の設置。
- ・必要に応じて**フェイスシールド**の使用。

④換気の徹底

- ・教室入り口のふすま等は常時開けておく。
- ・窓に向けて必要に応じて**扇風機**を使用し、一層効率の良い換気を目指す。

⑤**青山きもの学院**来校時に生徒さん、講師に対する依頼

- ・**検温**の実施(非接触体温計使用)(額または首筋にて検温)

(2) 従業員の感染予防・健康管理

事業継続を確保するとともに、教室における感染拡大予防を確かなものにするためには、従業員の感染予防と健康管理の実施がそのための基盤です。

従業員の感染予防においては、一人ひとりが基本的な感染防止策である、(A) 身体的距離の確保、(B) マスクの着用、(C) 手洗い・手指消毒に取り組むことが必要です。また、従業員に対し、新型コロナウイルス感染症予防に関する基本的知識等の周知徹底を図ること、飛沫感染や接触感染の防止策を講じること、対人距離を確保すること、バックヤードや事務所における対策を講じること、感染予防・健康管理のための指導を行うことなどに取り組むことが必要となります。

このため、以下に上げる取組例を参考に対策を講じることにより、従業員の健康と安全・安心の確保に努めてまいります。

①新型コロナウイルス感染症予防に関する基本的知識等の周知徹底を図る。

・従業員に対し、感染症予防に関する基本的な知識を周知し、感染防止策を徹底させるため指導・教育を行う。

②従業員への飛沫感染と接触感染の防止

・従業員はマスクの着用や、こまめな手洗い、手指消毒の励行をする。消毒液による手荒れ防止などのため手袋を使用する場合であっても、手袋をしていない場合と同様に、手洗い・手指消毒による感染防止の取組が必要であることを周知する。

③対人距離の確保

・従業員が業務において対人距離が確保できるよう、業務の方法や導線について点検するとともに、従業員自らが対人距離の確保に努める。

④バックヤード・事務所等での対策

・従業員用の食堂や事務所等のバックヤードにおいても「三つの密」を避けるための対策を講じるとともに、共有電話等複数の者が触れる箇所・機材等の消毒を定期的に行うなど、教室と同様に効果的な感染予防の取組を適切に実施する。

⑤その他、感染予防・健康管理に関する指導等

- ・従業員の日々の健康状態の把握に配慮するとともに、従業員に対し以下のような指導を行う。
- ・咳エチケットを徹底する。
- ・出勤前に体温測定、自覚症状の確認を行い記録する。
- ・発熱その他感冒様症状を呈している場合には、社長、専務に連絡し自宅待機する。

- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、社長、専務に連絡をする。
- ・出勤時、トイレ使用後には手洗い、手指の消毒を徹底する。
- ・通勤時には時差通勤など出来るだけ混雑を避ける方法を選択する。
- ・勤務に際し、適切な休息の確保や水分補給など健康維持に必要な対応を行う。
- ・従業員一人ひとりが十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行う。

⑥都や政府の要請による「外出自粛」時の就労について

- ・テレワークを実施する。その為のハード、ソフトウェアの整備。
- ・時差出勤及びフレックスタイム制の導入
- ・天候や交通事情などにより、翌日の出勤の困難が予想される場合は、最低限の事業活動をするため、近隣在住の社員の出勤や前日宿泊などの制度を整備する。

(3) 生徒さん、講師の方々への協力依頼・情報発信

①感染防止策への理解促進

◇感染拡大を防止する観点から、以下の事項について、協力を呼び掛ける。

- ・発熱その他感冒様症状を呈している場合には、教室への入室を自粛すること
- ・来校時にはマスクを着用すること。また、入室後に飲食などのためマスクを外す際には、使用中のマスクを適切に管理すること。
- ・消毒液でこまめに手指を消毒すること。
- ・咳エチケットを徹底すること。

②サービスの内容変化に対する理解促進

◇接客やサービスの内容変化に関する以下の点について、生徒さんや講師の方々に理解を求める。

- ・感染予防の観点から、接客対応やサービス水準が従来とはことなるものとなり得ること。

(4) その他対応

①認定式の中止と代替の認定証書の渡し方

- ・カリキュラムの3ヶ月のブランクは予定通りの日程での認定式の実施は難しいことと、密になるリスクが生じるため中止とし、認定証書は最後の授業の際、院長より手渡しで行う。

②サマーパーティの中止

- ・これも、狭い空間に多くの生徒さん、先生方が集まり「密」になるリスクが避けられないため中止。

③認定試験の実施方法

- ・実技認定試験の他装試験は、基本トルソーを使用する。秋以降になるクラスの認定試験は、自装実技

と他装実技試験は分けて実施する。

- ・他装実技のセリフはなしにする。

④講義資料回覧の中止

- ・講義の際、生徒さんへの資料回覧を当面中止いたします。

⑤講義の際の机の配置について

- ・スクール形式の配置とする。会議用配置は当面中止とします。

4・おわりに

本ガイドラインに基づいて学院運営を行うことにより、効果的な感染予防対策が図られると確信します。